

村上市心配ごと相談所運営要項

平成20年4月1日制定

1 目的

心配ごと相談所はひろく住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言、指導を行い、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

2 運営

- (1) 心配ごと相談所は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「協議会」という）が運営するものとする。
- (2) 心配ごと相談所は、利用者の心理、交通の利便等に留意し、利用者が気軽に訪れることのできる場所に設けるものとする。
- (3) 心配ごと相談所には、相談業務に必要な設備を設けるものとする。
- (4) 心配ごと相談所には、相談員を置くものとする。
相談員は民生委員・児童委員その他住民の福祉に関し理解と熱意を有し、かつ相当の経験を有する民間学識経験者のうちから協議会長が委嘱するものとする。
- (5) 相談業務を行うに当たっては、相談内容に応じて関係機関に紹介する等、的確な助言指導を行うものとする。
- (6) 相談業務は利用者の利便、地域の実情を考慮して月5回以内の定例の相談日を設けるものとする。
- (7) 相談所主任は月毎の相談件数を集計し、年1回協議会長に報告しなければならない。

村上市心配ごと相談所規程

平成20年4月1日制定
平成23年2月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、地域の心配ごとや生活向上に関する相談に応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言、指導を行い、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(運 営)

第2条 心配ごと相談所は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が運営し、村上市社会福祉協議会本所及び支所に置く。

(相 談)

第3条 この相談所は下記の相談に応ずるものとする。

- (1) 生活の問題
- (2) 法律関係の相談
- (3) その他

(相談員等)

第4条 相談所には相談員4名以上を置き協議会長が委嘱する。

- 2 相談員は互選により主任を決めなければならない。
- 3 相談所に職員を置き、市協議会の職員をこれに当てる。

(任 期)

第5条 相談員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した相談員の任期は前任者の残任期間とする。

(任 務)

第6条 主任は相談業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて相談員会議を開催する。

- 2 相談員は相談日誌、相談カードを整備する。

第7条 相談員は相談事業の相談に応じ、解決に必要な助言、回答、指導、その他関係機関に紹介を行うものとする。

(相談日)

第8条 相談日は月5回以内として定例日は本所・支所で別に定める。ただし、必要に応じ増やすことができる。この場合、相談員会議で決める。

(秘密保持)

第9条 相談員及びその関係者は相談を受けた個人の秘密を他人に洩らしてはならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるものの外必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日より施行する。

(相談員任期第5条2号一部改正)